

○副議長（小池久長君）次に、竹内正美議員。

〔20 番竹内正美登壇〕

○20 番（竹内正美君）県教委では、中高生を対象に、LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」や、県内の小中学生や高校生、その保護者向けに、新型コロナウイルス感染症をめぐる差別や偏見などについて相談に応じる専用ダイヤルも開設されました。大変ありがたく思っています。

ですが、差別や偏見による悩みやコロナ禍で、児童生徒が心に受けた影響は大きく、大人が子供のストレスの表出を助け、受け止めることが重要だと考えます。国立成育医療研究センターが行った全国の7歳から17歳の子供を対象にした調査によると、全体の72%にストレス反応やストレス症状が見られ、高校生の6割は最近集中できないと回答しています。休校で遅れた学習を取り戻すべく、授業時間数や宿題が増えた一方、部活や行事は中止や縮小となり、大切な学びの機会や楽しみが失われたことが、影響しているように思われます。

先生が怖い、友達と遊ぶと怒られますと回答した小学校低学年、コロナにかかるのが怖い、学校に行きたくないと回答した小学校高学年、課題が多過ぎて終わらないとの高校生の声もあったそうです。自分の体を傷つけるなど、自傷他害の行動が現れている子供は、どの年齢層でも1割前後見られたそうで、非常に危ないサインだと思います。

最も心配なのは、こうしたストレスに、子供自身も周りの大人も気がついていない可能性があることです。子供は、ストレスを言語化して表に出すことが難しい一方で、それを助けてあげることがストレスのケアになります。子供の側面だけを見るのではなく、その裏にある不安、不満など、子供が話せる場をつくりしっかり受け止めて、その子なりの頑張りを認め、褒めることも大切なケアになります。

私は、6月議会で学校現場の教員の窮状をお伝えし、教員のストレスや不安が子供に連鎖してしまうことを訴えましたが、保護者の精神的負担も少なくないことが調査結果から分かっています。子供と関わる大人のストレスケアは、子供のためにも重要な課題です。

調査によると、偏見の防止が必要であることも分かりました。アンケートに答えた子供の32%が、自分や家族がコロナになったら秘密にしたいと回答しており、また、22%が、コロナになった人とはコロナが治ってもあまり遊びたくないと考えていました。このような意識は、私たち大人の言動が連鎖し、影響していると考えます。

なぜこれが問題なのかを、子供と大人と一緒に考える機会をつくることが大切です。正しい知識を身につけ、自分自身も大切に、周りの仲間も大事にする。そういった考え方ができるよう、教育委員会が中心となって、子供にも分かる言葉で導いてほしいと強く要望します。

次のとおり教育長に質問します。

子供と関わる大人、つまり、学校職員や保護者のストレスケアの充実についての御所見を伺います。子供が本音で話せる場を設けてほしいと考えます。電話相談も効果的ではありますが、対面で一人一人に関心を寄せて、じっくり話を聞く機会を設けてほしいと考えます。御所見を伺います。コロナの正しい知識や差別、偏見をしないことの大切さを、子供が学ぶ機会をつくるべきと考えますが、こうした機会の設定について、現状と今後の予定を伺います。

次の質問に移ります。

新型コロナ感染者や医療介護従事者への差別が後を絶たない現状を懸念しています。長野県内でも、新型コロナ感染者やその御家族、勤務先などへの中傷が相次ぎ、状況把握や対策の必要性が高まっていました。

そんな状況下で、県は、部局横断組織、新型コロナ関連人権対策チームを設置されました。また、誹謗中傷への対応を強化するため、電話相談窓口を開設したほか、SNSなど、インターネット上の悪質な書き込みも監視を始めています。

ですが、現在でも誹謗中傷に心を痛めている方や、御苦労されている店舗もあるようです。県内の市町村など、人権やプライバシーに関わる関係機関も含めて連携を密にし、差別がなくなる取組を強く希望します。このウイルスは、誰もが感染する可能性があり、感染しても心置きなく治療に向かえるよう、温かみのある長野県をつくっていくことが重要です。

県は、市町村をはじめ諸団体とともに、誹謗中傷等がない社会を共に目指す旨の共同宣言を行い、県民の皆様も大きな安心を得たことと思います。また、コロナ禍での差別をなくすことを目指すシトラスリボン運動にも賛同されていますが、差別の根絶に向けて、県民への発信や周知をさらに充実させるための具体的な取組について、県民文化部長に伺います。

次に、昨年の台風19号による千曲川の氾濫により、校舎への浸水、教科書や教材の流出など、大変な困難に陥った学校が県内には何校かあります。長野市立豊野中学校もその一つで、現在も勤務する女性の校長先生は、災害直後から浸水した校舎の清掃や片づけ、仮設校舎への移転、そして整備された校舎への再移転などなど、コロナ禍の中、大変な奮闘をされています。

非常時においても、教育のために頑張っていらっしゃる女性管理職の奮闘を心強く感じました。県内には、大規模校で活躍される女性校長もおられ、教育の世界にも女性の進出、活躍が目立つようになってきたと思っております。

ところが、私は、2015年度に政府が定めた第4次男女共同参画基本計画を見て驚きました。初等中等教育機関の管理職の女性の割合を、令和2年度に20%以上と設定しましたが、令和元年5月の調査時点で、目標を超えているのは神奈川県30%、石川県29.7%などの17都府県で、長野県は残念ながら目標に達していません。

そもそも、長野県の管理職に占める女性教員の割合の目標は、令和3年4月1日時点で、小

中学校においては 16.5%以上、高等学校においては 8.5%以上と、国の目標より低く設定されています。現状を実数で申しますと、長野県内の女性管理職、とりわけ校長先生は、令和 2 年度、小学校 64 人、中学校 16 人、高等学校には 6 人しかいません。

国立女性教育会館の飯島研究員は、教員の働き方が、子供たちの性別役割分担意識に影響を与える可能性があると話しています。2019 年に、約 150 人の小中学生に、なぜ女性の校長先生が少ないと思うかと聞いたところ、男子のほうが偉いからや、男の先生のほうがしっかりしているからなどの回答が目立ったそうです。

そこで教育長にお尋ねします。

子供たちの目の前で女性リーダーが活躍する姿を見せることは、社会全体の意識改革を進める早道になる可能性もあると考えますが、長野県の小中高等学校では、管理職に占める女性教員の割合は、全国の状況と比較してどうなのかを伺います。

これに関しての 2 点目。長野県女性職員活躍推進計画の教職員編によると、20 歳代、30 歳代では女性職員のほうが男性職員の割合を上回っています。しかし、40 歳代後半で男女の割合が逆転し、女性職員の割合が減少しています。私が教育委員を務めていた地域で教職員から現状をお聞きしたところ、女性教員の割合が 50%を割り込むのは 40 歳代後半で、家族の介護が求められるようになる時期に合致しているということでした。女性の先生からは、介護などのため退職をせざるを得ない、管理職を打診されても介護のため管理職を諦めざるを得ないという切実な問題が出されました。

現在、管理職登用試験は例年 11 月前後に実施され、その試験に合格すると、次年度に管理職として登用される仕組みになっていると伺っています。合格後に、家庭の事情で管理職として赴任できなくなるといったことを防ぐため、現状では、家庭に介護などの事情がない方々が主に受験するとお聞きします。これでは、ちょうど 40 歳代後半で学年主任や教務主任などの学校の中核を担う方で家庭の事情を抱える女性の受験は、困難と言わざるを得ません。

そこで一つの方法として、管理職登用試験に合格した教員に家庭に事情が生じた場合は、改善が見込める時期まで一定の猶予を設けるなどの対応はできないかと考えます。長崎県教育委員会では、管理職となる時期を調整できる仕組みを設けました。また、他県の管理職試験では、結果が一定のレベルに達した方を名簿登録し、その中から適任者を都度配置していくという方法を取っているとも伺います。

このような方式ならば、家庭事情のある職員も名簿に登録した上で、しばらく猶予することができると思いますが、長野県では、女性管理職を増やすためにどのような方策を取っていくのか、教育長に伺います。

最後の質問に移ります。

埴科郡坂城町では、9月議会にて、県内で初めてとなる犯罪被害者等支援条例を制定しました。町内では4か月前の5月に、暴力団関係者が民家に押し入り、母親の目の前での無関係のお子さんが殺害される事件が起きています。このときのことについて、町長は、5月の事件発生時には、坂城町に犯罪被害者や御遺族を支援するルールがなかったため、町としても住宅のあっせんや見舞金の支給など満足いただける支援ができなかったと話しており、町や町民が一体となって、速やかに被害者や御遺族の支援を行うことができるよう条例の制定を急いだと聞いています。

一方、被害に遭われた御家族におかれましては、私も実際に会ってお話を伺いましたが、かわいい2人のお子様を一瞬のうちに奪われた何事にも代えがたい苦痛に加え、自宅が被害場所となってしまったため引き続き居住することができず、狭い町の中での事件であったことから町営住宅への入居もかなわず、明日の寝泊まりする場所を探すのにも非常に苦労したこと。

また、暴力団とは無関係であるにもかかわらず、SNSや周囲の心ない言動による誹謗中傷を受け、現在も自宅に戻れず、たとえ自宅に戻ったとしても、その後受けるであろう精神的苦痛を考えると、もう二度と自宅には戻れないだろうと考えていること。

県営住宅の優先入居させていただける話があったが、敷金や家賃が減免されるわけではなく、住宅ローンや今後の生活のことを考えると入居に踏み切れなかったこと。突然の被害であったことから葬儀代など予期せぬ出費が発生し、また、精神的ダメージから職場に復帰することができず、現在も休職中であることから金銭的に困窮していること。

マスコミ報道、SNSや郵便等による誹謗中傷、根も葉もない噂話を真に受けた周囲の心ない言葉による精神的ダメージにより、心にも深い傷を負い、今なお精神的苦痛を受け続けていること。精神的ダメージから何事にも意欲が湧かず、家事を行うことすらできないといった、経済的負担や精神的負担を受けたとお聞きしました。

本件のような凶悪な殺人事件にかかわらず、傷害事件であっても、性犯罪であっても、犯罪被害者やその御家族は、被害に遭ったことをきっかけに、仕事に行けない、学校に行けないといった就業・学業の問題や、再被害が怖くて自宅に戻れない、思い出がある家に住めないといった住居の問題。人混みに行けず、公共交通機関を使えないなど日常生活の困難化や、眠れない、周りの人の態度に敏感になり過ぎてしまうといった健康上の問題。捜査協力、裁判出廷、噂の流布、マスコミの取材といった、日常にない出来事の発生といった生活環境の変化に、とても苦しめられている現状があります。

そして、こういった問題の多くは、転居、転職・離職、通院などの副次的被害を引き起こし、早急な対応が求められます。現時点でも県では、県営住宅への優先入居や日常生活への支援、関係機関との連携といった施策は取っていただいていると承知していますが、被害に遭った際

に、被害者から相談があれば対応するではなく、条例により、居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減、日常生活の支援、教育支援などの支援メニューを県民の皆様に提示し、行政の側からこのような支援ができると具体的にアプローチすることで、県民の皆様に大きな安心を与えられるのではないのでしょうか。

また、県の責務として、全ての犯罪被害者等の尊厳が守られ、犯罪被害者等の置かれている状況や、支援の必要性への理解を進め、二次被害の防止を基本理念として条例に掲げることにより、魅力ある住みやすい長野県を構築することにつながるのではないのでしょうか。

本年4月1日現在で、全国的にも、全体の44.6%に当たる21の都道府県でこうした犯罪被害者の支援に特化した条例が制定されており、市区町村でも、全体の32.4%に当たる558市区町村で制定されています。

昨年、36名の尊い命が失われ、34名もの重軽傷者が出た京都アニメーション放火殺人事件では、多くの自治体に負傷者や御遺族が分散していたため、自治体により受けられる支援の格差が生まれてしまいました。犯罪被害者支援は、被害を受けた者のみならず、その家族、または遺族も支援の対象としていることから、この事件のように、ほかの都道府県で発生したから当県には関係ないとか、私たちの町では事件の発生がないから条例は必要ないといった考え方は理解できません。

坂城町は、条例で、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害したり、二次的被害を生じさせることのないよう配慮することと規定していますが、坂城町では、当然影響力は限定的になります。県が先頭に立って条例を制定し、犯罪被害者等に対する県民の理解の増進と、配慮協力の確保への取組を強力に推し進めることによって、その取組が市町村にも広がり、それぞれの市町村の実態に即した市町村条例の制定も進むものと考えます。

既に被害に遭われた過去の被害者、御遺族のためだけではなく、明日被害に遭うかもしれない全ての県民のために、誰もが被害者になり得るという前提に立ち、県行政の優先課題の一つとして条例制定に取り組む必要があると考え、次のとおり質問します。

本年2月議会の折に、小山議員から、犯罪被害者等基本法に基づく地方公共団体の責務として、明記された基本理念に即し、地域の実情に応じた施策の策定と、実施への取組について御質問があり、知事から、本県としてのさらなる支援の在り方について検討していきたいとの答弁がありました。半年が経過していますが、担当部としてどういった検討をなされたのか、また、どういったさらなる支援に在り方をお考えか、県民文化部長にお伺いします。

次に、犯罪抑止のためたゆみない努力が重ねられていますが、交通網の発達やインターネットの通信網の発達により、県民の誰もが犯罪の被害者となる可能性が高まっています。今こそ、犯罪被害者等の立場に立って基本理念を定め、県として、このような支援ができると具体的な

アプローチを示した条例を制定するべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

〔教育長原山隆一君登壇〕

○教育長（原山隆一君）まず、コロナ禍の心のケアなどについての御質問でございます。

一つ目ですが、学校職員や保護者のストレスケアについての御質問でございます。

この新型コロナウイルス感染症対策では、感染症予防対策の徹底や新しい生活様式への対応など、子供たちだけでなく、学校職員や保護者にとっても、ストレスを抱える生活が続いているものというふうに考えております。

教職員に対しては、学校の業務を支援するスクールサポートスタッフの配置や、通常の清掃の中で消毒を行うなど、過度にならない消毒の仕方を周知するなど、できるだけストレスとならないよう対応しているところであります。また、管理職を中心にチームとして対応し、特定の職員に負担が及ばないような学校運営をするとともに、児童生徒の心のケア等に関する教職員の悩みに対しては、スクールカウンセラーも相談に応じているところでございます。

また、保護者に対しては、リーフレット「今を前向きに過ごすために一不安やストレスを自分たちの力でコントロールしよう」というものを配付しております。ストレスや不安を感じることは当然のことであり、困ったときは迷わず相談すること、相談相手が見つからない場合は学校生活相談センター等を活用することについて、周知をしたところでございます。このほか、学校に相談があれば、養護教諭等が相談に対応しているところでございます。

教員や保護者のストレスケアは子供を守るためにも重要であり、相談内容によっては専門の相談機関につなげるなど、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

二つ目として、子供の声を聞く機会についてというお尋ねであります。

これまでに経験したことのない状況の中でストレスや悩みを抱えている児童生徒を見過ごすことのないよう、周りの大人が子供の小さな変化に関心を寄せるとともに、言葉で直接伝えることが難しい児童生徒のために、様々な相談窓口を用意することが重要であるというふうに考えております。

学校再開後、早期に心と体のチェック表を活用しまして、担任等が、子供たち一人一人と面談を実施しております。子供の表情やしぐさ、声の調子などを含め、子供たちの状況を丁寧に把握し、子供の声に耳を傾けてきました。

現在多くの学校で、学校生活アンケートを活用した個別面談や三者懇談を実施し、子供や保護者とじっくり向き合える時間をつくるなどの対応に努めるとともに、さらに相談支援が必要な子供に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、カウンセリングや保護者相談等につないでおります。

また、県教育委員会では、夏季休業明けにSOSの出し方教育の実施や、LINE相談窓口について学校宛てに改めて周知をしたところでありまして、引き続き子供の心のケアに努めてまいります。

3番目に、コロナの正しい知識、差別偏見をしないことの大切さ学ぶ機会についてであります。

新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や差別偏見の防止等については、これまでも学校に通知するとともに、児童生徒向けのリーフレットを作成、配付してきたところであります。子供たちの身近な地域や学校で感染者が確認されるなど、改めて正しい知識と差別偏見をしないことについて学ぶ機会を設けることは、必要であるというふうに考えております。各学校においては、校長自らが、全校の子供たちに感染予防と差別や偏見の防止を伝えたり、保健師等の専門家による講話や啓発動画を活用した授業を行うなど、様々な取組を実施しているところであります。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関する差別、偏見防止の取組として、学級活動や授業等で用いることができる動画や教材を紹介しております。各学校の状況に合わせて活用するよう依頼をしているところであります。

引き続き、各学校で行われた効果的な取組事例等を紹介するとともに、差別や偏見、いじめ等が生じないように、学校における人権教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、女性教員の管理職登用についてのお尋ねでございます。

本県の現状でございますけれども、女性教員の管理職への積極的な登用に努めてまいりました。長野県の女性職員活躍推進計画の期間中でありまして平成28年度から令和2年度においては、小中学校が平成28年度15.1%であったものが、令和2年度は19.0%、高等学校は7.9%から10.4%へと改善しておりまして、目標値を上回る実績を達成したところであります。

しかしながら、文部科学省による平成31年度の人事行政調査データで見ますと、全学校種を合わせた女性管理職の割合ですけれども、全国平均が18.4%に対して、長野県は16.3%、全国順位で行くと29位ということになっておりまして、引き続き積極的な登用に努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に女性管理職を増やすための方策であります。本県の管理職の登用制度は、資格試験的な意味合いではなくて、本人の意志や家庭の状況等をきめ細かに把握し、適材適所の配置を推進することを目的に行っているところでございます。

女性管理職を増やすための方策とすれば、女性教員を教務主任等の指導的立場に積極的に登用したり、研修等によりキャリアアップを図ったりすることを通して、管理職として必要な指導力や資質を高めるとともに、女性管理職のさらなる登用に努めてまいりたいというふうに思

っておりますが、管理職の登用制度につきましては、御紹介いただきました事例も含めまして、他県の事例等を十分参考にさせていただき、女性教員の管理職積極登用に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔県民部長増田隆志君登壇〕

○県民文化部長（増田隆志君）私に2点御質問をいただきました。

1点目。新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷等の根絶に向けた発信や、周知の具体的取組についてでございます。

御質問にもございましたとおり、先月25日、県は、市町村、関係団体の皆様とともに、誹謗中傷等からみんなを守る共同宣言を行い、あわせて、コロナは思いやりと支え合いで乗り越える「あかりとともそう」キャンペーンをスタートさせました。このキャンペーンを通じて、県民の皆様幅広く働きかけていくこととしております。

川上議員の御質問で答弁申し上げたことと一部重なることを御容赦いただきたいと思います。具体的には、二つのプロジェクトの推進と広報活動を展開してまいります。

一つ目は、シトラスリボンプロジェクトについて、民間の皆様で取り組まれている運動に対し、本県も賛同するとともに、広く紹介するなど支援を行い、大きな広がりとなっていくことを促進するものでございます。

二つ目は、「心のワクチンプロジェクト」と名づけておりますが、ありがちな誹謗中傷事例等を知り、チェックリストで自らの行動を確認していただき、行動の参考にしていただくというものであります。

そして広報でございますが、こうしたプロジェクトや、差別や誹謗中傷をなくし、思いやり、支え合う社会をつくっていくこと、そして日常を取り戻すために歩みを進めてまいりましょうといったことの呼びかけを、テレビやネット、SNS、新聞広告を活用するとともに、市町村や関係団体と連携をして実施してまいりたいと考えております。広報費等、そのために必要な予算について、今定例会に御審議をお願いしているところでございます。

2点目。犯罪被害者支援の充実について、その検討状況、支援の在り方についてでございます。

本県の犯罪被害者支援につきましては、人権政策推進基本方針に基づき、県警や市町村などの関係機関・団体と連携をして、広報、啓発、相談、情報提供、それから被害からの回復支援、民間支援団体に対する支援といったことに取り組んでおるところでございます。支援の在り方を検討するために、よその県の施策の状況を調査しておりますが、他県では、犯罪被害者への見舞金、あるいは貸付金の制度化、訴訟費用に対する支援、民間賃貸住宅の仲介支援といった

ようなことを実施しているところもございます。

犯罪被害を受けられた方々に対して、実効性のある支援が充実されるということが必要と認識しております。今後、それぞれの県で取り組まれている具体的な政策について、運用状況や効果、また施策を進めていくにはどのような体制が効果的なのかなどについて調査を進めるとともに、犯罪被害者の方々がどのような支援を必要とされているのかといったことも改めて確認するなど、関係機関とともにさらに検討を進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、犯罪被害者支援条例を制定すべきと考えるがどう考えているかという御質問であります。

犯罪による被害は、被害者御本人へはもとより、その御家族、あるいは御遺族に対しまして、生命、身体、財産といった直接的な被害とともに、心にも深い傷を与えるものであります。また、その痛みを周囲に理解いただけないことによる二次被害等に苦しまれることもあり、幅広く、生活全般にわたっての御支援が必要だというふうに考えています。

本県としては、人権政策推進基本方針に基づいた支援を行ってきておりますけれども、他県の支援施策と比較いたしますと、御質問にもありましたような、例えば基本理念であったり、あるいは支援の枠組みの安定性など、いささか不十分なところもあるというふうに率直に感じています。

今、県民文化部長から御答弁申し上げたように、現在、さらなる支援策の充実に向けて、他県の状況等調査を行ってきているところでございますが、今後、犯罪被害者等となった方々に寄り添ったより良い支援を本県としても行うことができるように、条例の制定も含めて、具体的な対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。